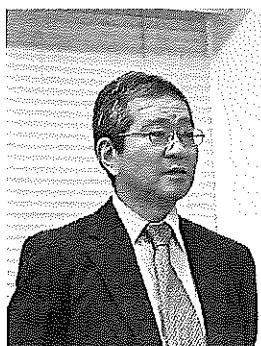


いきいき人生講座・講演要旨

「介護サービスの賢い利用方法と
高齢者施設や住まいの上手な選び方」

講師 山口 真吾 氏

(東京都健康長寿医療センター事務部長)



ご紹介いただきました東京都健康長寿医療センターで、事務部門の部長をやつております山口真吾と申します。今日はこのような貴重な講演の機会を頂戴し、また大勢お集まりいただきまして誠にありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

今日は昔の上司である都留先輩からこんな演題をもらいまして、どんなお話をできるかなということだったんですが、私自身親の介護の経験などもありますので、その辺も交えながら、それから直前まで東京都の高齢者福祉の部長もやつておりましたので、そういうふた知識も紹介しながら有意義な時間になればというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

早速自己紹介ですが、都府県の先輩方ということなので、ちょっと細かめに略歴を載せまして、どこかでご縁があつた方もいらつしゃるかなということです。昭和60年の入都です。鈴木都政の後半のほうです。当時の労働経済局に入りました。主任から課長補佐まで15年間福祉局でお世話になりました。主任から課長補佐になりまして、そのうちの

で、その辺も交えながら、それから直前まで東京都の高齢者福祉の部長もやつておりましたが、いわゆるノートツというのが入つてたんですけども、いわゆるグループウェアですね。スケジュールとかメールとか、そういうもののシステムの更新なんかをやらせていただきました。

それから久しぶりに福祉保健局、当時は健康局と合併して福祉保健局になりましたけども、そこへ戻りましたが、城北労働・福祉センターということで、産労系でやつていただきました。

いわゆる山谷対策の幕引きに向かた仕事という感じでやつてきました。

その後、東京都福祉保健財団、これは福祉保健局のいろんな事業を一手に引き受けている外郭になりますけども、城北センターもそうでした。けれども、城北センターもそれは実は山谷対策とか困窮者対策でしたので、ちょうど生活福祉部で課長をやつたり、それから城北の所長をやつた仕事をの本府部門と

10年が高齢者部門ということがあります。

それから管理職になります。

活保護に陥らない対策をとることで、その仕事をさせていただきました。

ご縁がございました。

今申し上げたように、平成30年には福祉保健財団に行きました。白石先輩がいらっしゃった所でございま

す。この頃は財団の事業も膨らんで、鈴木都政以後、

それから石原都政や今の小池都政でも非常に福祉の仕事が膨らんでいるんですけども、ご案内とのおり本府では人が付かないものですから、新規事業が立ち上がりたびに財団のほうでそれを受け皿となつてやっていくということで、もう職員数も事業数も非常に大きくなつて第二福祉局というふうに言われたりもして、福祉保健局の実働部隊ということで、各種の研修や助成金など、さまざまな仕事をやらせていただきました。

その後、本府の事業調整担当部長ということで、こ

れは実は山谷対策とか困窮者対策でしたので、ちょうど生活福祉部で課長をやつたり、それから城北の所長をやつた仕事をの本府部門と

いうことで、非常に馴染みの深い所でした。ちょうどコロナ禍が始まった時でございまして、ネットカフェの人たちの問題とか、あとはコロナ不況による失業で仕事がないという人たちに対する対応ということで、1年間非常に忙しい仕事をさせていただきました。

それで58歳を迎えて、どうなるのかなと思っていましたら、ライフワークの縁で高齢部門に最後戻ることできまして、本府のライセン部長で最後2年間小池都政の下で高齢者対策ということをやらせていただきました。高齢分野だけで合計14年やらせていただいたので、この4月からは、第二の職場ということで、東京健康長寿医療センター、これも言ってみれば高齢者の福祉と医療でございますので、高齢分野をライフワークとしてやらせていただきたいとおもっています。その後も続いていくのかなという、そんなところでございます。

今の職場を若干ピーアーさせていただきます。ご存じかもしませんが板橋の大山にございます旧養育院の敷地。すっかり建て替えをしていまして線路側に私たちの健康長寿医療センターがあります。地方独立行政法人ということで、今、都庁全体では産業技術研究所や都立大学、それから私ども、最近都立病院機構というのが仲間入りをしました。病院としては550床でやっています。健康長寿医療センターということで、主に高齢者を対象としておりますが、救急医療などは若い人も当然入ってくるということでございます。

それから、私どもの特徴は病院だけじゃなくて、研究所という機能も持つています。これは元々の東京都の老人総合研究所、それから病院のほうは東京都の老人医療センター、これが母体になつて2つが1つになつて新しい独立行政法人になります。研究所のほうもさまざま都民への還元ということになりました。高齢分野をライフワークとしてやらせていただきたいとおもっています。私の職場は病院と研究所、こんな形で都民の皆さんにいろいろと普及啓発をしているところです。

今、お立ち寄りいただければと思います。私どもの職場は病院と研究所、こんな感じで、都民の皆さんにいろいろと普及啓発をしているところです。ちょっと先にリサーチをさせていただきたいんです。80代は。(挙手数人) 70代は。(挙手多数) 80代は。(挙手少数) いらっしゃいますね。90歳以上はいらっしゃらないで

ルさせていただきます。ご存じかもしませんが板橋の大山にございます旧養育院の敷地。すっかり建て替えをしていまして線路側に私たちの健康長寿医療センターがあります。地方独立行政法人ということで、今、都庁全体では産業技術研究所や都立大学、それから私ども、最近都立病院機構というのが仲間入りをしました。病院としては550床でやっています。健康長寿医療センターと、社会参加といつたようなことのいろんなヒントが詰まつた一般都民向けの講座を予定しております。

北区の王子の北とぴあというホールで、申し込み不要、入場無料でございますので、もしご都合が付きました。お立ち寄りいただければと思います。私どもの職場は病院と研究所、こんな感じで、都民の皆さんにいろいろと普及啓発をしているところです。

今日の前半はいろんなデータで今の高齢化の状況なんかを見ていただいたら、それからそれに対して東京都でこんなことを今やつてあるんですよというご紹介をさせていただきます。

後半は皆さま方のご興味

がある点かもしれません、在宅サービスを含めた介護保険の利用の手順みたいなお話を、特に皆さま方のご関心が高いかなと思います。有料老人ホームとか、高齢者向け住宅などの所、東京都が作ったパンフレットに沿ってポイントをご説明できればと思っています。

最初に全国の状況を見ていただいて、その後東京都はどうかという形で資料を用意しております。まずは、これから日本の総人口がどういうふうになつていくかという全国データになります。ご覽のとおり、全国的にはもう人口減少局面に入っています。

そういう中で、生産年齢人口や、少子化により年少人口が減つていつて前期高齢者、後期高齢者という所がどんどん増えてウエイト的には、ますます大きくなつてきていることがご覧いただけると思います。65歳以上の人口というの年にはもう実に38%という

上人口にいたつてもやはり25%ということですから、今4人に1人が高齢者と言われて、これは65歳以上という意味ですけれども、もうゆくゆくは4人に1人が75歳以上という時代がもう目の前に迫つてきているというところです。

認知症の高齢者は、数としても2012年の460万人が2025年に700万人に。それから65歳以上人口に占める割合としても15%から20%といつて、どんどん増えていっていると、全国データになります。ご覽のとおり、全国的にはもう人口減少局面に入っています。

それから、世帯で見ていて、いわゆる高齢世帯といつては、高齢者の夫婦のみといったような世帯になりますけれども、こちらの割合もどんどん増えておりまして、2040年には31・2%、3世帯に1世帯はもう高齢者のみの世帯になつて、そういう中で、やっぱり地

るんです。全国的には人口減少になって、いわゆる田舎のほうが過疎化も進んで、高齢化が進んでいる状況があつて、東京をはじめとする首都圏あるいは大都市圏はまだまだ現役世代が集まつてきていますので、数字的には全国ほどではないですが、この先全国の数字を追うように、むしろ深刻に急な坂を登つていくといふことが言われています。こちらは75歳以上人口、それからさらにその先の85歳以上人口がどういうふうに伸びていくかということです。ご覧のとおり急激な増加になつて、まさに75歳以上人口、団塊の世代がぐつと今、後期高齢期に向かつてシフトしているというところで、この10年で非常に伸びていく。その先の10年はこの人たちが

深刻かと言ふと、年齢が高いほどやはり要介護の出現率が高いということがあり、65歳以上全體では要介護の方といふと、75歳以上になると3割。そして85歳以上になるともう6割の方が要介護ということになります。65歳以上全体では要介護の方といふと、75歳以上に

これがどういった意味であります。65歳以上全體では要介護の方といふと、75歳以上に

これは財政面でも、それから介護のマンパワーといふ面でも、この年代層が高いは支え手になるわけなので、ここが割合として、あるいは総数として減つていくといふことは、いわゆる神輿のバランスが非常に悪くなると言いますか、重い荷物を少ない人でかつがなければいけないという非常に深刻な事態になります。

そして、この後お話ししますと、これだけ高いグラフになつていくということで、年間143万円と財政的にもインパクトがあるというものがご覧いただけるかと思います。

そして、今度は人口構造をもうちょっと長いスパンで見ていきます。高齢者が増えていく、それから人口全体が減少というお話は先ほどしたとおりなんですが、

る中で、果たしてこれだけ医療や福祉に回してもらえないのかなというところが、非常に難しい問題になつてきていると思います。

そして、介護保険は西暦2000年、平成12年にスタートして、制度創設以来24年目をもう既に迎えています。3年前のデータになりますけれども、介護保険の約20年の中でも65歳以上の保険料というのは1・7倍になります。数というのは3倍以上。サービス利用は在宅サービスが4倍、施設サービスが4倍、全体でも3・4倍というところで、介護保険がなかつたらもう大変なことになります。いたなというのもありますし、介護保険があるおかげで、これだけの方々は今認定を受けてサービスを利用しているというところで、導入当时以上に少子高齢化が進展しているということもあるって、なかなか厳しい状況がこの先も続いていくということです。

それで、介護保険サービ

スの利用者を年度で追つていきますと、制度開始当初はサービスが非常に急激に充足をしたり、あるいはサービス利用そのものが進んでもいつたということで急激に伸びたのが、最初の5年間ぐらいです。その後、何度か給付の適正化みたいな見直しもありました。直近では平成29年度です。

一方で、少しだけ利用が下がった時期もあります。このあたりはいろいろケアマネジメントの見直しとか、いろいろな工夫をして、真に必要な方にサービスがいくようにする見直しがありましたけども、全体の傾向としてはまさに高齢化に合わせて、どんどんと右肩上がりという所になつています。

そして今度は給付費とか事業費ですが、サービスの利用の伸びに応じて財政面でもご覧のように大きく右肩上がりになってきていまして、こちらは介護予防ですか、あるいはさまざまな包括的支援という生活支援

なども介護保険と合わせて公費で賄う仕組みになつてきまして、そちらの伸びも合わせてもう10兆円市場にもなつてきています。

そこで、皆さま方にご負担いただきます保険料のほうでは、2,950円(約3,000円)です。全国的に3,000円弱で始まりましたけれども、その後3年ごとに改定がありまして、第2期では13%増になりました。それから第3期では、これは一番伸びた所で24%、その後微増の年もありましたけれども少しずつ伸びて、この所はまた少し給付の適正化もあって落ち着いてきていますが、とはいえて局21年間で3,000円だったものが6,000円といふことで倍増しています。

このあたり併せて後期高齢者の医療保険のほうも伸びてきたりしていく、高齢者の皆さまの社会保険料負担がある意味限界だよという声もある中で、なかなか次

くかというのも、素直に給付の伸びの見込みに応じて計算をしたいところですが、なかなか政治的なものもあつて、各区市町村今までにここで苦慮しているかなというところでございます。

まず、人口の推移です。先ほど全国のほうはもう既にピークを超えて人口減少局面に入つておりますけれども、東京都の場合はまだ生産年齢人口が全国から流入が続いているということもありまして、ピーキはもう少し遅れて令和12年、2030年頃が総人口のピークということになります。そこから全国よりだいぶ遅れて緩やかに人口減少のほうになつていくというふうに推計されております。

これが今後さらに不足数が拡大していくというところがありますので、このギャップを埋めるためのいろんな施策が必要だということです。介護保険でお金を集めても、それをサービスに替えるのは最後は人の力になりますので、そこの介護人材がいないということが非常に深刻な問題に今

そういう中で、高齢者人口がどれだけ増えて、それがウエイトとしても増えていくかなというところで、人口が減少する中で、特に2035年から2040年のあたりで高齢者、とりわけ後期高齢者がどんどんと

増えていくところがご覧いただけるかと思います。次が、今度はその高齢者人口だけを取り出した推移ということです。75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳の前期高齢者と、いうところになります。前回高齢者のほうが多く、かつた時代がありましたけれども、ずつれども、今まさにそこがちょうど逆転するぐらいのタイミングに来ていまして、ここから先は後期高齢者のほうが多くなる。これは団塊の世代が75歳を超えていくというのもあります。あとは、やはり医療等が進み皆さん方には大変おめでたいことではあるんですけども、寿命も伸びていくといふことも含めて、このような推計になつております。

あと認知症です。認知症の高齢者の数というのも推計が出ていまして、令和17年、2035年で59万人、そのうち見守りや支援が実際に必要な方が43万人ぐらいいになるだろうというふうにあります。次が、今度はその高齢者人口だけを取り出した推移ということです。75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳の前期高齢者と、いうところになります。前回高齢者のほうが多く、かつた時代がありましたけれども、ずつれども、今まさにそこがちょうど逆転するぐらいのタイミングに来ていまして、ここから先は後期高齢者のほうが多くなる。これは団塊の世代が75歳を超えていくというのもあります。あとは、やはり医療等が進み皆さん方には大変おめでたいことではあるんですけども、寿命も伸びていくといふことも含めて、このような推計になつております。

次に、世帯で見ますと、こちらも全世帯と、高齢者の夫婦単身の世帯と高齢者の夫婦のみの世帯の推移を載せてあります。東京は若い方がまだ多いんですけれども、まだ多いんですかね。この先是やはり単身と夫婦のみというのは、ご覧のとおりじわじわと増えていく、占めるウエイトも増えていくというところが見て取れるかと思います。世帯数も2035年ぐらいがピークで、その後世帯数としても人口の減少に伴つて減つていくというような推計になつております。

そして、要介護認定者の数とか、あと被保険者の数というところで、このあたりは保険料の所、全国数に対して18万9,000人必要と21万4,000人の必要人ということで2万5,000人ぐらい不足が見込まれる。さらには、その2年後には3万1,000人

まつた最初の2~3年というのは非常に伸びが高かつたというところが見ていました。それで、認知症に対するいろいろな社会の理解も進んでき、社会全体で支えていくことができるかと思います。一貫して右肩上がりの状況です。そして、こちらも全国でも似たようなデータがありましたが、年代別ではやはり要介護の出現率というのが高いですよというお話をになります。後期高齢者の認定率というのが33.5%、これに対しまして、57歳の74歳以下ですと4.9%です。7倍も高いというところになります。

以上、全国とそれから東京都のいろんなデータでもって現状を少し見ていただいたところでございます。ここから先は、じやあどんな政策を東京都が行つてีますかというところを少しご紹介できればと思っていきます。

具体的には特養等の施設整備の取り組み、それから高齢者の住まいの確保の取り組み。それから認知症施策、そして最後申し上げた介護人材の対策というあたりについて少し簡単にご紹介したいと思います。

まず施設整備ですが、東京都では特別養護老人ホーム、特養です。それから介護老人保健施設、それと認知症のグループホ

ーム、この3つの種別について計画の中で目標値を立て

て補助金等を使って政策誘導しながら整備促進に努めてきています。

ここで、3つの施設種別の特徴を簡単にご紹介しますと、まず、特養はご案内かと思いますが、要介護3以上の方が入つて終の住み家と呼ばれたりするような、性期の病院に入つて、その後病院でのリハビリも終えかと思いいますが、要介護3以上の方が入つて終の住み家と呼ばれたりするようだ、などです。

要するに介護度の重い方が生活をする施設になつてきます。介護保険の前の措置の時代からありますけれども、かつては多床室ということで4人部屋が主流でした。たが、今はユニット型の個室が主体になってきているところです。運営も社会福祉法人がやっていますし、東京都もしっかりと補助金を出したり指導検査をしながら運営していますので安心感が高いです。運営も社会福祉法人がやっていますし、東京都も

しっかりと補助金を出したり指導検査をしながら運営していますので安心感が高いです。運営も社会福祉法人がやっていますし、東京都もしっかりと補助金を出したり指導検査をしながら運営しています。こちらは主に医療法人が運営しています。

グルーブホームはユニット単位で少数の認知症の高齢者の方が共同生活を送つて、寝起きする部屋はそれぞれ個室になつていています。リビングがあつたり食堂があつたりして日中は一緒に活動をする。それで職員の方と一緒に食材の買物に行つたり、そして、それから介護老人保健施設はさらにちよつと目標が

設は、こちらはリハビリを主な目的としまして、例えば脳梗塞なんかで倒れて急性期の病院に入つて、その後病院でのリハビリも終えかと思います。

そこで、特養や老健後病院でのリハビリも終えて在宅へ帰りたいという間で老健施設などで暮らしながらリハビリを受けて、在宅復帰につなげたりといふ

それを持って帰つて厨房で一緒に調理をしたりしながら、まさに共同生活をすることがあります。

そこで、特養や老健施設は入居されるといふことになります。お世話や介護を受けると施設は入居されるといふことになります。

そこで、特養や老健施設は入居されるといふことになります。

施設は、こちらはリハビリを主な目的としまして、例えば脳梗塞なんかで倒れて急性期の病院に入つて、その後病院でのリハビリも終えかと思います。

そこで、特養や老健後病院でのリハビリも終えて在宅へ帰りたいという間で老健施設などで暮らしながらリハビリを受けて、在宅復帰につなげたりといふ

それを持って帰つて厨房で一緒に調理をしたりしながら、まさに共同生活をすることがあります。

そこで、特養や老健施設は入居されるといふことになります。

施設は、こちらはリハビリを主な目的としまして、例えば脳梗塞なんかで倒れて急性期の病院に入つて、その後病院でのリハビリも終えかと思います。

そこで、特養や老健後病院でのリハビリも終えて在宅へ帰りたいという間で老健施設などで暮らしながらリハビリを受けて、在宅復帰につなげたりといふ

それを持って帰つて厨房で一緒に調理をしたりしながら、まさに共同生活をすることがあります。

そこで、特養や老健施設は入居されるといふことになります。

だけだと思います。令和4年度では5万6,000人分の目標に対して5万3,000人分が今できていますよというところになっています。

ではそれが多いのか少ないのかとということですが、東京都では3年に1回特別養護老人ホームの入所申し込みに関する調査というのがあります。昔俗に待機者がいましたが、じやあ特養の申し込みがどれぐらいあってどれぐらい入れてあるのかということです。

直近令和4年度の調査をご覧いただきたいと思いますが、1人の方が複数の施設で申し込んだりしていままでの結果、実申込数というの大いな数字ではあるんですけど、そもそも特養というのは原則要介護3以上といふことになります。例外はあるんですけど原則要介護2とか1とかという方はいつたん待っていただくなっていますよとこで絞り込むとすよというところになつています。

3以上ですので、まず要介護2とか1とかいう方はいつたん待っていただくなつてしまつたけれど2万1,495人。それから、その方々のうち半分以上が既にどこかの施設に入つてらしたりするんです。例えば有料老人ホームにいますとか介護老人保健施設にいますとかグループホームにいますとかグループホームにいますという方が次の行き先として特養を申し込んでいるので、そういう方は在宅ではないので、引き続き今この施設にいてもうちよつと待つていただくことができるかなということで絞り込みますと、在宅で要介護3以上の方といふは1万29人といふところまで絞り込まれます。

さらには、その方々の個別の事情を、これは区市町村のほうで必要性の順位付けみたいなのをしていますので、一定のガイドラインに基づいた優先度が高い人でやつてある高齢者の施設の他に、高齢者向けの住宅ビルや、あるいは外部から介護サービスを使えるようないすます。東京都住宅マスタープランの中で整備目標がありまして、今現在2万3,000戸ぐらいのところを

016人です。そうしますと、見かけの申し込みとしては2万3,000人からいらつしやいましたけれども、真に必要性の高い方というのは3,000人ぐらいいとすることになります。

5万人ちょっとの定員数が既にあって、それで1年間でどれぐらい回転しているかを見ますと、毎年新たに1万6,000人ぐらいいが入所できているということです。3,000人が入るためには、2ヶ月お待ちいただければ入れるかなと計算上はそろなるということになつてます。これは皆さん方の肌感覚とだいぶ違うよというお話があると思いますが、今現在、西多摩のほうの不便な所はすぐ入れますといふ所も結構出てきていますね。

一方で、区部はなかなか厳しくてだいぶお待ちいたしましたりというところがありたいというふうなところがあります。そういうものをつくつて、入りやすい仕組みをつくつたり、あるいはパリアフリー改修みたいなことで補助金を出

したりといふようなことで、高齢者の方でも入りやすい賃貸住宅の供給を促進していくといった住宅政策を進めているところでござります。

話は変わりまして今度は認知症の施策になります。東京都も今、認知症施策、高齢者分野の中でも力を入れていかなければいけないと高齢者分野の中でも力を入れていかなければいけないと、認知症は誰もがなり得るものですし、なつたからといってガッカリするのではなくて、たとえ認知症になつても自分らしく安心して暮らしがつけるということが重要という考え方の下、さまざまの施策を行つています。

今年の9月に認知症の基本法というものが国のほうでできまして、これからますます認知症の施策を国も力を入れていくところです、岸田総理の下で有識者会議が法律の制定とともに立ち上がりまして、私が今まで健康長寿医療センターからも理事長とか研究所の幹部がメンバーとして

入つて、一緒に検討しているということです。キーワードは共生と予防というところです。共生といふのは、まさに認知症になつても地域の中でみんなで支え合いながらということで、これは今共生というキーワードは障害者施策あるいは子育て施策、生活困窮者施策みんな含めて共に生きる共生というのが福祉分野の大きな考え方になつています。

とりわけ認知症におきましては、認知症になつた場合でも適切な支援が受けられるようについて、身近なかかりつけ医の所でご相談いただきながら、その先医療圈ごとにあります認知症疾患医療センターへつないでいくことで専門的な診断を得て、またファイドバックしてお薬なんかを飲みながら、地域の中で認知症としつかり付き合つていくというようなことがで、これから認知症の人と家族を支える人材育成という

ことで、さまざま関係機関が認知症に対する正しい理解と専門知識を持ちながら支援していくということで、医療や福祉の分野でのさまざまな人材育成を進めていきます。

また認知症の人と家族を支える地域づくりということで、認知症サポート、これはオレンジリボンみたぐは施設みんな含めて共に生きる共生というのが福祉分野の大きな考え方になつています。

方におきましても、認知症の方にちょっと声を掛けたり、手助けをしたりといふことが街中でどなたでも取り組んでいただけるように、そんな人材養成を広く進めたりしています。

次に大きい2つ目です。次は若年性の認知症といふものです。これは高齢期になってからの認知症ではなくて働き盛りの方がなる認知症といふことで、就労の継続とか経済面でも非常に大きなインパクトがありますので、こういった方を支えていくことで、もう認知症になつたら働けないと、いうことが認知症における予防の解釈となります。

ことで、さまま関係機関が認知症に対する正しい理解と専門知識を持ちながら支援していくことで、医療や福祉の分野でのさまざまな人材育成を進めていきます。

当事者からの発信といったことも重要なことがあります。ループホームの整備なども引き続きやっていくというところです。

あとは権利擁護とか成年後見ということで、認知症の方はいろんな意味で自己決定をしたり、契約をしたりといふことがなかなか難しくなりますので、そういうものも制度的に支えていくとともに制度的に支えていくこともあります。

前半の最後のご紹介は、介護人材対策になります。先ほど全国でも東京でも介護を担うマンパワーの不足ということが構造的にあるというお話をさせていただきますて、ここをどうしていくかということが大きな課題です。

東京都では今3つの視点で取り組みを進めるということで、働きやすい職場環境、これは俗に介護職場が

3K職場だと言われたりすることもありますけども、そういうことを払しょくして働きやすい、そして働きがいのある職場に変えていこうということです。それから、そこに関連しますが、介護現場のマネージメント改革ということも重要でございまして、なかなかきっちりとした教育・研修体制がないとか、福利厚生がきっちりしていないとか、いろいろな課題もございますので、そういうものにも適切に対応していくということです。

それから、地域の特色を踏まえた支援ということで、区市町村ごとにいろんな環境も違いますので、区市町村が主体になって地域の介護人材の確保に取り組んでもらおうということで、市町村を通じた支援とともに最近始めるようになっています。

柱としては人材の確保と定着と育成で、確保はまさに入り口でどう参入していくかということで、職場体験や資格取得の支援、

それから、定着対策では介護ロボットとか、介護分野でもITとかDXとか、あるいはAIといつたようなものを入れることで、働きやすくなるというようなことを考えています。それから育成ということでは、さまざまなスキルアップの研修等を安心して受けていただけのようないつた方々に支援をしています。

それから、確保、定着に絡めましては住宅等の負担軽減ということで、これは補助金としては非常に評判がいいんですけども、介護職員の宿舎借り上げ支援事業。介護人材の給料の財源というのは基本的には介護報酬の中では事業主に賄っていたらしく、なかなか介護報酬が十分伸びないという中で、他産業との競争力がどうしても弱いということころがありますので、いろいろ工夫をして、東京都が税

それからいろんな未経験者の方に体験してもらうというふうなことを進めていきます。

金で直接待遇改善でお金を出すというのではなく、宿舎借り上げという形で宿舎の現物給付である程度福利厚生的にといいますか、住宅費の支援になるようになります。

それから、施設入所をするというところで取り組みをして、非常に利用が伸びているというところがございまして、非常に利用が伸びているというところがございまして、非常に利用が伸びています。

それから外国人の介護人材ということで今、実際施設なんかではかなり東南アジアをはじめとする外国人の介護の方が増えてきております。こういった方々をまずはきつと受け入れをして、適切に待遇をし、そして日本語なんかも学んでいただいて、きちんと戦力になつて介護の仕事に取り組んでいただけるようにと、いうことで、受け入れ側の研修体制ですとか、そういうふうにどんなんふうにするんですかということになります。

では、「介護保険制度」というパンフレットをご覧ください。まずは、介護が必要かなと思ったらお住まいの地域に地域包括支援センター、これは区市町村によつて別の名前が付いてたりする場合がありますが、機能としては地域包括支援センターというところに相談します。これは行政が直接直営でやっている例もありますけども、多くは社会福祉法人等に委託をしていますので、地域の社会福祉協議会でやっていたり、いろん

かり相談をして、その結果要介護認定を受けてケアプランを作つて、それで在宅サービスの利用につなげる。あるいは、施設入所をするというところになつてきます。

それからあと、有料老人ホームと高齢者向け住宅の選び方なんかのご紹介もその後させていただきたいと思います。お手元にお配りしましたパンフレットを見ながら少しお話ができればと思います。

外国人の人材受け入れは、ほんとにもう5~6年前はいましたが、一応用意したお話をさせていただきたいと思います。

介護保険の利用の手順としては、まずは事前にしつ

な特養とか老健施設などの中にあつたりというのがあります。区役所にお問い合わせいただければ、お住まいの地域によつて「じやあ、おたくの管轄はどこどこの施設にある地域包括支援センターですよ」ということで分かりますので、まずはそこへ。

具体的には電話で相談のアボを取つて行くというようになります。場合によつては相談員が自宅等に来てくれる場合もあるようです。そこで介護が必要な方の心身の状況、それから日常生活でどんなことに困つているかというのを、きっちりと具体的に説明をすることが大事です。

それから、やはり取り巻く状況として家族が介護できるのかどうかとか、遠隔なのか、あるいは住宅がどうなのが重要です。その上で、もう少し在宅生活で外部からサービスを入れながら住み続けられるのか、あ

るはもう施設に入所したほうがいいのか、そういうところを希望も伝えながら専門家の助言も得て一番望ましい解決策に向けて相談をしていくことが重要だと思います。

次に要介護認定ということになります。要介護認定を受けるには地域包括支援センターで「こんな体の状況ですよ」ということの中で、「じやあ認定を受けたほうがいいですね」というお話をなるとと思いますので、そうしましたら申請をして、そうするとやがて日程調整の上訪問調査員さんが来ます。それでいろんな項目のチェックをしてお帰りになつて、その後区市町村のほうで認定審査会をやつて結果が通知されます。

そこで「要介護1ですよ」というのが通じますので、その結果に基づいて今度は具体的なサービスを利用するためには、今度はケアマネジャーを探して依頼を

ケアマネジャーさんも地域包括支援センターで一覧表みたいなことで、居宅介護支援事業所をご紹介いただいたりというようなのが一般的かと思いますが、自分でもちろん探したりと自己探査したりと自分が、ケアマネジャーさんに「要介護2だったんで、こんな状況だつたんでサービスを受けたいよ」というお話をして、こちらでまた相談をしていくということになります。

なお、要介護ではなく要支援という判定になりますと、こちらは予防プランというのを作つて予防サービスを受けていくということになります。介護サービスになりります。介護サービスを組み合せます。もちろん、これが要支援ならではのサービスもあつたりしますので、こちらのほうは地域包括支援センターで介護予防のケ

ども、さつき言いましたとおり居宅介護支援事業所の中で担当のケアマネジャーさんが決まります。今度はどの地域包括支援センターと同じようにいろんな状況をまずきちっとお伝えして、それで要介護度に応じて支給限度額というのがあります。

仮に要介護5でフルでサービスを使いますと36万円ですから1割負担だと3万6,000円というような形になります。この金額の範囲内できしままなサービスを

それからショートステイです。短期間施設に入所してサービスを受けるところです。これは家族介護者のレスパイト(小休止、一休み、息抜き)の機能もあります。家族の方がご旅行するような間だけショートステイで見てもらうといふ、そんな使い方もできます。

この金額を超えてサービスを利用することもできますが、その場合超えた分は10割負担というになります。介護保険の1つの特徴

か看護小規模多機能といふ、この辺は後からできた新しいサービスになります。すけれども、ご近所の事業所に登録をしておいて普段はそこに通所で昼間通つたり、あるいはそこから頼なじみのヘルパーさんが訪問してくれたり、そしてちょつ

と具合の悪いような時にはショートステイのように泊まつたりというようなことができるサービスです。通所と訪問と短期入所みたいなものが1つの事業所で顔なじみの関係の中でできますよというような新しいサービスになつていまして、これは在宅の生活を継続していく上で結構有効だというようなことが言われています。

次に福祉用具の貸与・購入、それから住宅改修です。

例えば車いすを借りたりとか、あとは住宅改修で階段に手すりを付けたり段差の解消の工事をしたり、そういったものも介護保険の中で受けるというところになっています。

これらを先ほど申し上げた要介護度に応じた支給限度額の中で組み合わせて利用していくというのがケアプランです。ケアプランができましたら、今度は例えば、月曜日の午前中にデイサービスですか、火曜日の午後にヘルパーが来ます

ショートステイのように泊まつたりというようなことができるサービスです。通所と訪問と短期入所みたいなものが1つの事業所で顔なじみの関係の中でできますよというような新しいサービスになつていまして、これは在宅の生活を継続していく上で結構有効だといいうことが言われています。

次に福祉用具の貸与・購入、それから住宅改修です。例えば車いすを借りたりとか、あとは住宅改修で階段に手すりを付けたり段差の解消の工事をしたり、そういったものも介護保険の中で受けるというところになっています。

あとは、行政の取り組みとして第三者評価とか、介護サービス情報の公表制度がありますので、こういったものも活用することができます。特に使つてみて合いません。特に使つてみて合いません。特に使つてみて合いません。

これらを先ほど申し上げた要介護度に応じた支給限度額の中で組み合わせて利用していくというのがケア

プランです。ケアプランがりましたら、契約を取り交わしてサービスが始まるというところになりまして、利用料については所得に応

じて1割から3割が自己負担ということになります。ですから、9割から7割は保険のほうから出るということになります。医療機関ですかかかった都度窓口で払うのが一般ですが、介護サービスの場合は1か月ずつまとめて翌月に請求が来るというようなことで、大体継続的に使いますので払うのが一般的かなといふふうに思います。

あとは一度決めても、ケアプランもデイサービスをもう一回増やしたいとか、あるいは、ここヘルパーさんあまり態度が良くないで変えたいとかいうのあります。特に使つてみて合いません。特に使つてみて合いません。

これらを先ほど申し上げた要介護度に応じた支給限度額の中で組み合わせて利用していくのがケア

プランです。ケアプランがりましたら、契約を取り交わしてサービスが始まるというところになりまして、利用料については所得に応

じて1割から3割が自己負担ということになります。改めて訪問調査を受けて要介護度が重くなるだけ限度額も拡大しますので、またケアプランもそれに合わせて作り直してサービスの量を増やすということも可能になります。

次は施設入所になります。これについては先ほどの特養ですね。ここでは介護老人福祉施設というふうに書かれていますけど、特養と

施設ですよということが書いてございますが、その他有料老人ホームや高齢者向け

料住宅も含めてさまざまなものがありますので、ニーズに合わせて選択をしていく

ことがあります。特に使つてみて合いません。特に使つてみて合いません。

あとは、その施設の種別とともに大事なのは、その

施設の場所です。自宅近く

だといいこともあるでしょうし、あるいは場合によつてはもう少し遠くてもいい

よという、それぞれの事情があると思います。先ほど

申上げましたように、西多摩のほうですと特養が結構入りやすいということもありますので、そのあたり

も考慮要素かなというところがあります。

それからあとは、状態が悪化して要介護2だけでも

第二希望とか、その中に区

が協定を結んでいるような

区外の西多摩の特養なんか

もリストに入つてたりしますので、そういうふた所は公平に割り振るということで、

自治体の関与が強いよう

な例もあります。それは自治

体や施設のほうにご相談い

ただくと申し込みや受け付け方法が分かること思います。

あとは、今ユニット型個室というものが増えてきていますので、これもやはりプライバシー等考えますと個室のほうがいいのかなというところがありますが、一方で料金も高くなっていますので、その辺は判断です。

利用者負担の目安ということで書いていますが、ユニット型個室と多床室では利用者負担にそれなりに差があるというところです。

続きまして有料老人ホームの選び方についてです。

「あんしんなつとく有料老人ホームの選び方」という冊子をご覧ください。ここでまた改めてさまざまな施設や住宅の特徴が書いてあります。今日は有料老人ホームのお話と高齢者向け住宅についてご説明します。あとはグループホームについてです。先ほど申し上げたように共同生活を送りながら認知症の方が暮らしていく施設です。

特養がそういう意味でな

かなか狭き門という中で、有料老人ホームもかつてはかなり高額なイメージがあつたと思いますが、今はかなりリーズナブルなものも増えていて、先輩方の具体的な選択肢として十分あります。

実は、私の親も有料老人ホームに、昭和4年生まれ94歳の母ですけど、私は西東京市在住で自宅から徒歩15分の、具体的には損保会社系の介護事業者がやっている所で、月30万円ぐらい込み込みでかかるんですけども、ちょっと頑張って入

れていました。

なので、年金や蓄え等の中で、一応、もつと安いところもありますので、昔のような一部の富裕層が入るイメージとは全く違うということで、ちょっと取り上げさせていただきました。

大きく分けて介護付きで住宅型と健康型というのがありますし、介護付きの中でも介護専用型ということとで、全員要介護の方が入る施設と、それから混合型と

いうことで要介護の方もそういう方も一緒にに入るような施設です。それから住宅型というのは、基本的には介護サービスは付いていませんが、外部から利用することができます。これはご自宅と同じように外から

例えればホームヘルパーさんに来てもらう、そんなような感じです。それに対して介護付きのホームというのは特養なんかと同じように、そのホームのスタッフが介護してくれる。そういう違

いがございます。

次にいわゆる住まいの部分の契約方式が大きく2種類あります。利用権型と賃貸借型です。利用権といふのは、言ってみれば居住とサービスが一体契約になっています。賃貸借といふのは住まいの部分をいわゆる家賃を払って借りるというような仕組みになっています。

それからお金の払い方も大きく3つあります。1つは前払いということで、まとまった金額をドカンと

一時金としてお支払いをするというものです。それから月払いというのは文字どおり月々の家賃相当やサービス相当の部分をお支払いするものです。それから

それらを組み合わせて選択できるようなものもあります。

それから後は、居住形態、支払い方式は先ほど言いましたように、これも選択肢がある。それで地域です。これはやはりお住まいの近くとか家族の近くがいいのか、どこがいいのか。あるいは、立地条件としてもいろんな交通が便利とか、まだ元気だから買い物ができるとか散歩もできる場所とか、こういったものは結構重要なと思います。

また、有料老人ホームの場合はご夫婦で一緒に入るというのもあります。これも選択肢としてありますし、介護専用じやない場合には、やがて介護が必要になつた時にどうしようかということも施設選びで重要なことです。

そしてあとは資金です。これは後ほどご説明したいと思います。こういったことにある程度整理をした上で、具体的にその条件に合うホームはどこなのかなどを簡単な一覧表で載っていますので、まずはそういう所でご覧いただくとよいでしょう。

次にチェックリストです。イメージとしては、この一覧表の中から目ぼしい所を調べていってチェックしていくつ取捨選択するようなイメージになりますかね。ホーム選びになった時こんな作業もしていただくといかと思います。

一覧表の他にホームページで重要事項説明書というものが見られるようになります。「ここ」をちょっとしつかり読み込むことで間違いない選択ができると思います。これの具体的な見方のポイントはどこかのホームの重要な事項説明書を試しに聞いていただくと、こう

いう非常に細かい表が出てきます。それだけ見ていてるところとちょっととなかなかどこを見いいか分からないとか、と思いますので、この見方のポイントというところで、先ほどご自身が整理したニーズに合うのかどうかといつたところを中心を見ていくのがいいかなと思います。

そしていよいよ資金計画のほうです。必要な費用として、まず要支援、要介護で入る場合には、総費用として前払い金の他に毎月必要な費用の中に括弧書きで書いてあります。これが現実の金額でありますし、そのホームの職員から介護サービスを受けますので、ホームに対して介護保険の1割から3割の負担を払う。それから住宅型の場合には外部からサービスを受けますので、これは在宅にいる場合と同じようになります。これは多くの場合、介護関連費用がまた別にかかるというところになります。費用構造としては大きくそういうふうになります。费用構造としては大きくそういうふうになります。あとは、入居時に必要な費用として、前払い金方式の場合には、まず前払い金はしっかりとかかりますよということです。

また、家賃相当の所で敷金が必要な施設があります。あとは、毎月必要な費用としては、月額利用料としてもまずは家賃の部分、それから日々三度の食事の部分、そして管理費等がかかります。さらには光熱水費です。電話は今はもう固定電話を使わぬいケータスも多いと思いつています。

それから介護関連費用と併せて、介護付きのホームの場合は、そのホームの職員は、他の費用がホームによってかかる場合があります。

今申し上げたような一時金、それから月々の費用と金計画というところで、まずはご自身の総資産額を洗い出して、このうち今回の入居でどれだけ使えますか。大変だなというふうなのが、もつと長生きすると正直何とか頑張れるんですが、ころです。私の母も今94歳ですが、100歳ぐらいまでなというところです。それは、他の費用がホームによってかかる場合があります。

あとこれは私はやっぱり一番大事だと思いますけど、もう複数の施設をしつかり見学して目を肥やすこと、アパートを借りる場合でも必ず内見というのがあると思います。施設の場合は食事とかスタッフとかの顔ぶれも含め、それがもう365日になるわけですから、きちんと何日か泊まって食事も食べ、スタッフの介護も受

けて自分に合うかどうか、そういうことを最も見極める必要があるかなというふうに思います。そうしないと、入ったけどイメージと違つたというようなこともありますので、一生で最後の高い買い物だと思いますので、ここは慎重にというところです。

そして契約関係ということで、重要な書類は重要事項説明書というのと入居契約書です。この2つはきちんと確認して自分の希望に合っているのかというのを最後に確認します。あと

は行政の手続きがあります。これは通常の引っ越しと同じようにさまざまな手続きがありますよということだと思います。

それからあとは入居後とうに施設の中でもケアプランというのを立てることになります。具体的には入浴が何曜日と何曜日ですよとか、何曜日に外出の介助を受けますよとか、そういうのがありますので、これは

いろいろ希望を言って納得い買いたいと思いますので、ここは慎重にというところです。

それからいろいろと東京都のホームページなどで情報収集していただくんですが、その他にもこんなような所で情報が入手できます

よといろお話を相談の窓口があるということです。特に入居後のトラブルなんかも含めて幾つかご紹介させていただいています。

以上、有料老人ホームについてご紹介しました。

それからもう一つ、高齢者向け住宅ということで、サービス付き高齢者向け住

宅を中心にして説明したいと思いません。「あんしんなつとく高齢者向け住宅の選び方」という冊子をご覧ください。最初にこの話をすれば良い

かたのかもしれません、やはり介護が必要となつた場合に備えて高齢期の住まいというのをまずは考える必要があります。引き続き自宅で最期まで住み続ける

のか、住み替えの場合も元気なうちに住み替えるのか、ある程度介護が必要になつてから住み替えるのかとい

う、そういった大きなライフプランが前提としてあって、それに則したそれぞれの施設や住宅があるということになります。

住み続けるのであれば、いろんな条件整備がありますよといろお話をあり、住み替える場合には、ここでまたさまざまな住宅に関しても、少し詳しくいろいろ概要とか情報入手先まで含めて掲載されています。

有料老人ホームのところでは少し省略しましたが、要は有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は非常に近しいものがあります。

あとは有料老人ホームと

同じように、いろんな情報の公表制度がありますので、そこらを参考にしていただきたいということです。

ですので、どちらかと言

うと、先に有料老人ホーム

付き高齢者向け住宅にする

んだとかいうことではなくて、この辺もらみながら

の契約書というのも住

宅の場合付いてくる場合が

あります。また制度に関す

る情報収集や相談の窓口もありますので参考にしてください。

あとはサービス付き高齢者向け住宅でも大きく完全個室型といわゆる共用スペース型があります。これ

はお好みと料金に跳ね返っ

てくるんですけれども、ブ

ライバシーを重視したい方

は居室の中にお風呂やキッ

チンも付いているほうがいいでしょ、どちらかと言ふとコミュニケーションも付いているほうが多いです。どちらかと

は居室の中にお風呂やキッ

チンも付いているほうが多い

でしょ、どちらかと

は居室の中にお風呂やキッ

ということで、ちょっと最後駆け足になりましたけれども、予定の内容は大体以上になります。最後に補足とまとめということでお話をさせていただきます。在宅の話を前半にやつて施設の話もしましたけど、どちらか二元論ではなくて1つは時間軸の発想です。例えば小規模多機能型サービスなども紹介しましたけれども、いわゆる在宅介護の限界点が上がってきていたので、必ずしも家族介護に依存しないでも、介護サービスを利用することで、それなりに在宅での生活の継続というのはできる環境は整ってきたのかなと思います。

所というのがあるんだろうなということです。いずれこかのタイミングで施設に入しましても当事者の意思、

とはいってほんとに重度で一人暮らしの方は、これはちょっと危ないので、どこかのタイミングで施設入所ということがあるんだろうなということです。いずれ

から家族の負担、いろいろ総合的に熟慮が必要だろうなというところです。そのためには、十分に情報を集めて、それから今申し上げた制度の理解をしつかりしておく。それからご本人、ご家族、ご親族、十分に話し合つて合意形成をしていくこと。これは特に資金計画のところでもそうですし、やはりその後の相続とかでもいろいろ面倒な議論にならないように、ご家族みんなが負担をきちんと分かち合つて納得していくことが大事です。

それから、今ほんとに超長寿社会になつてきましたので、うちの親じやないですけれども100歳過ぎてもホームにいた場合、どうやって負担しようかということがありますので、資金計画がやはり重要な要素かなというようなところでございます。

ご用意しましたお話は以上でござります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

